

# 協賛会員（一般）入会のご案内

一般社団法人 シニアライフ協会

# 協 賛 会 員 ( 一 般 ) 規 定

一般社団法人 シニアライフ協会

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人 シニアライフ協会の定款に基づき、協賛会員（一般）及び協賛会費（一般）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協賛会員（一般）の資格)

第2条 本法人の目的に賛同し、その事業に積極的に参加し、その業務によって独占的な権利を希望するものは特別協賛会員になることができる。会員の種類及び資格は次に掲げる通りとする。

(1) 協賛会員（一般） 法人又は任意の団体で加入するもの

(入会の申請)

第3条 協賛会員（一般）になろうとするものは、所定の入会申込書に所要事項を記入のうえ提出するものとする。

(入会の承認)

第4条 代表理事は前条の規定により申込みがあった場合においては、協賛会員（一般）たるにふさわしいかを審査し、ふさわしいと認めるときは、入会を承認するものとする。

(協賛会費)

第5条 協賛会員（一般）は特別協賛会費を納入する。

2.協賛会費（一般）は、次の通りとする。

(1) 入会金 50,000 円

(2) 年会費 100,000 円

3.協賛会費（一般）の納入は、入会を承認された月の末日までとする。

尚、年度途中の入会においても、その年度の金額の会費を納入するものとする。

4.協賛会員（一般）が退会した場合は、既納の特別協賛会費は返還しない。

5.協賛会員（一般）からの退会の申し出がない限り、毎年度自動的に継続されるものとする。

(協賛会費(一般)の納入方法)

第6条 協賛会費(一般)の納入は、本法人が指定する銀行口座に振り込むことによってしなければならない。

(退会)

第7条 協賛会費(一般)は、あらかじめ本法人に通知した上で、任意にいつでも退会することができる。

2.前項の通知は、退会する日の30日前までに、その旨を記した書面によってしなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 協賛会費(一般)は、次の各号の一に該当するときには、資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 協賛会員(一般)が正当な理由なく、会費の納入が継続して半年以上なされ

なかつたとき。

(3) 会員である団体が解散したとき。

(4) 除名されたとき。

(除名)

第9条 協賛会費(一般)が次の各号のいずれかに該当するときには、これを除名することができる。

(1) 本法人の名誉を著しく棄損し、又は信用を失わせる行為があったとき。

(2) 本法人の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(3) 本法人の事業に関し不正な行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第10条 協賛会費(一般)が退会し、又は除名される前に納入した協賛会費(一般)その他の拠出金は、返還しない。

附則

本規定は、2011年4月1日より施行する。

## 協賛会員（一般）入会申込書

入会申込日：平成 年 月 日

一般社団法人 シニアライフ協会の趣旨に賛同し、協賛会員（一般）入会規定により、下記書類を添え協賛会員（一般）として加入致したく申込み致します。

## 記

- 1.協賛会員（一般）入会申込書（当紙）
- 2.法人・団体 概況書（パンフレット等でも可）

企業・団体名	
本社所在地 〒	
代表者お役職名・お名前	
電話番号	FAX 番号
ご担当者所属部署名	お役職名
ご担当者氏名（フリガナ）	
ご担当者所属部署 所在地 本社住所と同じ	
本社と異なる場合 住所 〒	
ご担当者電話番号	ご担当者 FAX 番号
ご担当者メールアドレス	
*協賛会費（一般）振込先 ・一般社団法人 シニアライフ協会 ・銀行名 三井住友銀行 人形町支店 ・店番号 212 ・口座番号 1261587（普通預金）	

# 本部協賛会員（特別）入会のご案内

一般社団法人 シニアライフ協会

# 本部 協 賛 会 員 (特 別) 規 定

一般社団法人 シニアライフ協会

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人 シニアライフ協会の定款に基づき、本部協賛会員(特別)及び本部協賛会費(特別)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部協賛会員(特別)の資格)

第2条 本法人の目的に賛同し、その事業に積極的に参加し、その業務によって独占的な権利を希望するものは本部協賛会員(特別)になることができる。会員の種類及び資格は次に掲げる通りとする。

(1) 本部協賛会員(特別) 法人又は任意の団体で加入するもの

(入会の申請)

第3条 本部協賛会員(特別)になろうとするものは、所定の入会申込書に所要事項を記入のうえ提出するものとする。

(入会の承認)

第4条 代表理事は前条の規定により申込みがあった場合においては、本部協賛会員(特別)たるにふさわしいかを審査し、ふさわしいと認めるときは、入会を承認するものとする。

(本部協賛会費(特別))

第5条 本部協賛会員(特別)は協賛会費(特別)を納入する。

2 本部協賛会員(特別)は、次の通りとする。

(1) 入会金 100,000円

(2) 年会費 300,000円

3.本部協賛会費(特別)の納入は、入会を承認された月の末日までとする。

尚、年度途中の入会においても、その年度の金額の会費を納入するものとする。

4.本部協賛会員(特別)が退会した場合は、既納の本部協賛会費(特別)は返還しない。

5.本部協賛会員(特別)からの退会の申し出がない限り、毎年度自動的に継続されるものとする。

(本部協賛会費(特別)の納入方法)

第6条 本部協賛会費(特別)の納入は、本法人が指定する銀行口座に振り込むことによってしなければならない。

(退会)

第7条 本部協賛会員(特別)は、あらかじめ本法人に通知した上で、任意にいつでも退会することができる。

2.前項の通知は、退会する日の30日前までに、その旨を記した書面によってしなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 本部協賛会員(特別)は、次の各号の一に該当するときには、資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本部協賛会員(特別)が正当な理由なく、会費の納入が継続して半年以上なされなかったとき。
- (3) 会員である団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第9条 本部協賛会員(特別)が次の各号のいずれかに該当するときには、これを除名することができる。

- (1) 本法人の名誉を著しく棄損し、又は信用を失わせる行為があったとき。
- (2) 本法人の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (3) 本法人の事業に関し不正な行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第10条 本部協賛会員(特別)が退会し、又は除名される前に納入した本部協賛会費(特別)その他の拠出金は、返還しない。

附則

本規定は、2011年4月1日より施行する。

## 本部協賛会員（特別）入会申込書

入会申込日：平成    年    月    日

一般社団法人 シニアライフ協会の趣旨に賛同し、本部協賛会員（特別）入会規定により、下記書類を添え本部協賛会員（特別）として加入致したく申込み致します。

記

- 1 本部協賛会員（特別）入会申込書（当紙）
- 2 .法人・団体 概況書（パンフレット等でも可）

企業・団体名	
本社所在地 〒	
代表者お役職名・お名前	
電話番号	FAX 番号
ご担当者所属部署名	お役職名
ご担当者氏名（フリガナ）	
ご担当者所属部署 所在地 本社住所と同じ	
本社と異なる場合 住所 〒	
ご担当者電話番号	ご担当者 FAX 番号
ご担当者メールアドレス	
<p>*本部協賛会費（特別）振込先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人 シニアライフ協会</li> <li>・銀行名 三井住友銀行 人形町支店</li> <li>・店番号 2 1 2</li> <li>・口座番号 1 2 6 1 5 8（普通預金）</li> </ul>	